

令和6・7年度保険料率算定案と過去の保険料率比較表

保険期間		平成28・29年度		平成30・令和元年度		令和2・3年度		令和4・5年度		令和6・7年度 (算定案)		
特別対策等		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		
市区町村負担額 (2年分)		約202億円 【特別対策合計199億円+所得割額軽減3.4億】		約211億円 【特別対策合計207億円+所得割額軽減3.6億】		約217億円 【特別対策合計213億円+所得割額軽減4億】		約224億円 【特別対策合計219億円+所得割額軽減4.5億】		約220億円 【特別対策合計215億円+所得割額軽減5億】		
賦課総額(前期比)		3,274億円(119億円増/3.7%)		3,544億円(271億円増/8.3%)		3,695億円(151億円増/4.3%)		4,079億円(384億円増/10.4%)		4,618億円(539億円増/13.2%)		
所得係数(賦課割合)		1.69(37.17:62.83)		1.63(38.02:61.98)		1.61(38.31:61.69)		1.59(38.61:61.39)		所得係数=1.59 賦課割合=所得係数×52/48 (36.73:63.27)		
後期高齢者負担率		10.99%		11.18%		11.41%		11.72%		12.70%(制度改正考慮あり)・12.27%(制度改正考慮なし)		
保険料率	均等割額 (前期比増減額/率)	42,400円(200円/0.5%)		43,300円(900円/2.1%)		44,100円(800円/1.8%)		46,400円(2,300円/5.2%)		47,700円(1,300円/2.8%)		
	所得割率 (前期比増減率)	9.07%(0.09%↑/1.0%)		8.80%(-0.27%↓/3.0%)		8.72%(-0.08%↓/0.9%)		9.49%(0.77%↑/8.8%)		令和6年度 旧但書き所得58万以下 9.74%(0.25%↑/2.6%) 旧但書き所得58万超 10.00%(0.51%↑/5.4%) 令和7年度 所得に関わらず 10.00%(0.51%↑/5.4%)		
年度		平成28年度	平成29年度	平成30・令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4・5年度		令和6年度(令和4・5年度差)	令和7年度(令和4・5年度差)	
収入額別 保険料額 ※1	単身	153万円	6,300円	6,400円	(100円)	9,900円(3,500円)	13,200円(6,800円)	13,900円	(700円)	14,300円	(400円)	
		200万円	55,200円	68,000円	76,000円	(8,000円)	76,200円	(200円)	81,700円	(5,500円)	83,900円	(2,200円)
		220万円	103,100円		102,200円	(-900円)	93,700円	(-8,500円)	100,700円	(7,000円)	105,100円	(4,400円)
		400万円	250,500円		245,200円	(-5,300円)	244,200円	(-1,000円)	264,100円	(19,900円)	277,200円	(13,100円)
2人世帯	※1	153万円	12,600円	12,800円	(200円)	19,800円(7,000円)	26,400円(13,600円)	27,800円	(1,400円)	28,600円	(800円)	
		240万円	146,700円		145,800円	(-900円)	146,300円	(500円)	156,700円	(10,400円)	163,200円	(6,500円)
		272万円	192,700円		191,300円	(-1,400円)	174,200円	(-17,100円)	187,100円	(12,900円)	195,200円	(8,100円)
		500万円	369,100円		362,400円	(-6,700円)	361,500円	(-900円)	390,300円	(28,800円)	408,900円	(18,600円)
保険料算入経費の構成図 (金額は2年分)※2												
賦課限度額		57万円		62万円		64万円		66万円		73万円(令和6年度)・80万円(令和7年度)		
限度額到達所得※4		5,817,000円		6,554,000円		6,834,000円		6,466,000円		6,823,000円(令和6年度)7,523,000円(令和7年度)		
備考		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 剰余金84億円のほか、保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 剰余金180億円を収入として計上することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 剰余金は保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源(4億円)を含め186億円を収入として計上した。 		<ul style="list-style-type: none"> 剰余金187億円を収入として計上して試算した。 窓口負担2割の実施の影響は、厚生労働省の示す都道府県ごとの減少率を基に試算した。 保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源には剰余金を見込まず試算した。 		<ul style="list-style-type: none"> 剰余金250億円を収入として計上して試算した。 窓口負担2割の実施の影響については、厚生労働省の示す長瀬効果による影響を基に算定した。 		

※1: 収入額は本人の年金収入、2人世帯は、本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定。()は前期のうち後年度との差額。

※2: 端数処理の都合上、賦課総額とその内訳の計が一致しない場合がある。

※3: 調整交付金交付調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分。

※4: 賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得金額。